

○寒川町犯罪被害者等支援条例施行規則

平成15年3月31日規則第12号

改正

平成17年3月25日規則第6号
平成28年3月24日規則第7号
令和2年3月25日規則第9号
令和3年3月29日規則第9号

寒川町犯罪被害者等支援条例施行規則

（目的）

第1条 この規則は、寒川町犯罪被害者等支援条例（平成15年寒川町条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（支援金を支給しない場合）

第2条 条例第4条の規定に基づき支援金の全部又は一部を支給しないときにおける支援金の算定は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）の規定の例による。

（支援金の支給に関する特例）

第3条 既に傷害支援金の支給を受けた者が当該犯罪行為により死亡した場合における遺族支援金については、当該傷害支援金と遺族支援金との差額を支給するものとする。ただし、犯罪被害を受けた日から2年以上を経過して当該犯罪行為により死亡した場合は、この限りでない。

（支援金の支給申請）

第4条 遺族支援金の支給について、条例第6条第1項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、寒川町遺族支援金支給申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

- （1）被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- （2）申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類
- （3）規則第20条に規定する犯罪被害者等給付金支給裁定通知書（以下「裁定通知」という。）の写し
- （4）その他町長が必要と認める書類

2 傷害等支援金については、条例第6条第1項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、寒川町傷害等支援金支給申請書（第2号様式）を町長に提出しなければならない。

- （1）裁定通知の写し
 - （2）その他町長が必要と認める書類
- （支援金の審査結果通知）

第5条 町長は、支援金の支給の適否を決定したときは、速やかに寒川町支援金支給（不支給）決定通知書（第3号様式）により申請者に通知しなければならない。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（取消訴訟等の提起に関する事項の教示に関する経過措置）

2 この規則の施行前にされた処分については、行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成16年法律第84号）による改正後の行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条の規定による取消訴訟等の提起に関する事項の教示は、適用しない。

（残存用紙の使用）

3 この規則の施行前に、旧規則の規定により既に調製された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。

附 則（平成28年3月24日規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、行政不服審査法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置の原則）

2 町長等（処分権限を有する町の機関をいう。以下同じ。）の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの規則の施行前にされた町長等の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る町長等の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月25日規則第9号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（残存用紙の使用）

2 この規則の施行前に、旧規則の規定により既に調製された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。

寒川町遺族支援金支給申請書

年 月 日

(宛先)寒川町長

申請者 氏 名 印
住 所
被害者との続柄
電話番号

寒川町犯罪被害者等支援条例施行規則第4条第1項の規定により、遺族支援金の支給を申請します。

被害者	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日		
	住 所			
被害を受けた日		年 月 日		
被害を受けた場所				
警察署の届出年月日		年 月 日 警察署		
他 順 の 位 第 遺 一 族	氏 名	被害者との続柄	住 所	
添付書類 被害者の死亡診断書又は死体検案書・犯罪被害者等給付金支給裁定通知書・その他				
支援金の振込先 _____銀行・信用金庫・農協 _____支店 普通・当座 口座番号_____ 名義人氏名_____				

寒川町傷害等支援金支給申請書

年 月 日

(宛先)寒川町長

申請者 氏 名 印
住 所
電話番号

寒川町犯罪被害者等支援条例施行規則第4条第2項の規定により、傷害等支援金の支給を申請します。

被 害 者 (申請者)	氏 名			
	生年月日	年 月 日		
	住 所			
被害を受けた日		年 月 日		
被害を受けた場所				
警察署の届出年月日		年 月 日		警察署
添付書類 犯罪被害者等給付金支給裁定通知書・その他				
支援金の振込先 _____銀行・信用金庫・農協 _____支店 普通・当座 口座番号_____ 名義人氏名_____				

年 月 日

様

寒川町長

印

寒川町支援金支給(不支給)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました遺族支援金・傷害等支援金につきましては、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

- 1 支給します 支援金の額 円
- 2 支給できません
- 理 由

※ この通知について不服のある場合は、この通知があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この通知を受けたことを知つた日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、通知の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。
